

改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Kan Touei



中国商標法22条および38条と商品名称の補正

第15回の本稿の前半部分では、「商品区分および商品名称の記載」に関する22条および「官庁による誤りの訂正」に関する38条の各規定について取り上げる。また、後半部分では、商品の補正に関連する中国商標局の考え方を示した事例を紹介する。



1. はじめに

商品（以下、特に記載がある場合を除き、商品と記載した場合には役務も含む）の記載について、中国商標局は審査が厳しいという声を耳にすることが多い。そこで本稿では、実務上重要性が高い商品の記載について、その補正に関する事項にスポットを当てて紹介する。

なお、日本と同様に中国ではニース国際分類が採用されており、基本的な商品の区分や認められる商品記載などは、両国で相違点が少くない。

中国では区分表の記載に拘泥して、新しい商品記載が認められにくい状況にあったものの、2016年7月、8月、9月の3回にわたって新たに認める商品を中国商標局が公表している。これにより以前から認められている商品に加え、主に過去の審査において認められた実績のある合計約2000件の商品を指定できるようになった。中国語のみによる情報の提供になるが、詳細は以下のウェブサイトを確認できる。

第1回 http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201607/t20160713_169795.html

第2回 http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201608/t20160823_170575.html

第3回 http://sbj.saic.gov.cn/sbyw/201609/t20160919_171223.html

2. 中国商標法22条

「商標出願人は、規定の商品区分表に基づき商標を使用する商品の区分および商品名を記載し、出願しなければならない。

商標出願人は1つの出願で複数区分の商品について同一の商標を出願することができる。

商標出願関係書類は、書面または電子データにより提出することができる」

● 22条1項

本項は、改正前は19条に規定されていた内容である。中国は、前述のとおりニース協定に加盟しており、ニース国際分類を採用している。商品名に関しては、基準になるものとして区分表（類似商品および役務区分表）がある。現在の区分表は11版であり、こ

れは日本の「類似商品役務審査基準」に相当する。4.において商品記載についての事例を取り上げ、中国商標局の考え方の基本を紹介する。

商標法実施条例15条は、22条1項に関して以下のように規定している。すなわち、「商品または役務名称は商品および役務区分表における分類号（筆者注：日本でいうところの類似群コード）、名称に従って記載しなければならない。商品または役務の名称が商品または役務区分表に列挙されていない場合、商品または役務の説明を添付しなければならない」

規定によれば、商品および役務区分表に記載のない商品に関しては、商品の説明が必要である。ただし、商品の説明を添付しても、直ちにその商品が指定商品として認められるわけではなく、区分表中のどのサブクラスに位置するかを明確にしなければならない。

なお、日本の場合と異なり、商品の区分や商品記載における不備については、中国ではあくまで方式的な事項の一つとして扱われている。審査官は商

品の区分や商品記載について問題があると判断した場合には、補正を求める通知を出し、30日以内に応答するように出願人に求める（商標法実施条例18条）。

● 22条2項

改正前は20条に規定があり、区分ごとの出願が求められていたが、現行法では多区分出願が認められるようになった。

● 22条3項

改正により新設された規定である。従前、中国では、代理事務所ごとに1日あたりの電子出願件数の制限などもあったが、現在は、制限が撤廃され、電子出願が拡充している。

しかしながら、前記区分表に掲載されている商品以外を指定する場合は、電子出願を行うことができないため、書面により出願しなければならない。

2016年7月に中国商標局が公表した商品の例

	商品名	商品名和訳	類似群
1	除冰用液体盐	氷除去用液体塩	0102
2	天然染料	天然染料	0201
3	沐浴乳	ボディソープ	0301
4	液体燃料	液体燃料	0402
5	复合维生素制剂	マルチビタミン剤	0501
6	金属排水槽	金属製排水溝	0603
7	电锯	チェーンソー	0703
8	玻璃刀	ガラス切り	0809
9	LED显示器	LED表示器	0901
10	手术刀	手術用メス	1001
11	气体净化设备	ガス浄化装置	1106
12	电动汽车	電気自動車	1202
13	猎枪子弹	ショットガンの弾	1301
14	钟表	時計	1404
15	低音电吉他	エレキベースギター	1501
16	文具盒	筆箱	1611
17	电绝缘材料	電気絶縁材料	1706
18	皮箱	革のケース	1802
19	半加工木材	半加工木材	1901
20	椅垫	シートクッション	2013
21	手动牙刷	手動歯ブラシ	2108
22	马毛（非纺织、非制刷用）	馬毛（非織物、非ブラシ製造用）	2205
23	手织纱	手織り糸	2301
24	亚麻织物	亜麻織物	2401
25	凉鞋	サンダル	2507
26	饰带	レース	2601
27	纺织品制浴室防滑脚垫	織物製浴室防滑マット	2703
28	保龄球	ボウリング	2804
29	牛肉干	ビーフジャーキー	2901
30	绿茶	緑茶	3002
31	狗	犬	3104
32	橙汁饮料	オレンジジュース	3202
34	过滤嘴香烟	フィルター付きたばこ	3401
35	商业规划	商業計画	3502

※第11版のニース分類で採択され区分表に追加にされた商品とウェブサイトで公表された商品は別のものである。

3. 中国商標法38条

「商標出願人または商標権者が、商標の出願書類または登録書類に明らかな誤りを発見したときは、訂正を請求することができる。商標局は、法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、あわせて当事者に通知する」

改正前は36条に規定されていた内容で、特に内容的な変更はない。

中国商標局に訂正を求める必要が生じる場合とは、区分や商品の記載に限らない。38条は商標局に訂正の請求を求める包括的な規定である。

訂正の請求を行う例としては、登録証あるいは登録証明書中の区分や商品の記載に誤りがあった場合などがある。このような書類の訂正に関して、特に官庁手数料は発生しない。誤記・誤植があった場合、気づいたら早めに商標局へ連絡することが重要である。

なお、商標法実施条例29条によると、公告後に訂正があった場合は、商標局が別途訂正の公告を行う（実務上は軽微な訂正は対象外であり、全てが公告の対象になるわけではない）。

4. 「アストン・マーティン・ラゴнда商品名称補正」事件

● 出願

2014年7月23日に、Aston Martin Lagonda社（以下、出願人）が第40類の「ヨットの受注による製造」等を指定役務として「ASTON MARTINおよび

び図」の商標について、出願を行った（出願第14863694号）。

● 商標出願補正通知書

商標局は出願を審査し、一部の指定役務が基準に合致していないと認定し、2014年12月6日出願人に対して出願の補正を求める通知を発行した。その主な内容は次のとおりである。

「ヨットの受注による製造」は基準に合致せず、標準的な記載で出願しなければならない。

● 通知書に対する対応および商標局の判断

2014年12月25日に、出願人は商標局に対し、問題となった記載を「ヨットの受注による製造の代行」とする補正を行った。

これに対し、商標局は指定役務の記載は明確になったが、役務は出願した第40類ではなく第37類に属するため、補正前の状況と変わらないと判断し、商標法実施条例18条に基づき、商標出願不受理の決定を下した。

● 復議請求[※]

出願人は、商標局の出願不受理決定は行政法における行政の合理性および比例原則（著者注：達成されるべき目

※復議：行政機関の決定により権益を侵害されたと認められる場合に、公民、法人またはその他の組織が法定の行政機関に対し再審理を求める手続き。

的とそのためにとられる手段としての権利・利益の制約に均衡を要求する原則)に反し、不受理によって出願日を失う可能性があり、不受理ではなく再補正を認めるべきであって、また商標局の補正通知の要求は不明確であり、補正に不適切な箇所はないと主張した。

さらに、商標局は指定商品または役務が基準に合致しているか否か、どのように補正すれば基準を満たすかということに対して具体的な意見を示すべきであると述べた。そして商標局は、基準に合致していない指定商品または役務に対して、出願人が商品または役務を放棄すると見なすことができるが、全ての指定商品または役務を不受理とするのは妥当ではないと主張し、評審委員会（審判部）に商標局の出願不受理決定の取り消しを求めた。

● 主たる争点

① どのように商品を指定すべきか。

商品の指定は、商標登録の初期のステップであり、商標局の方式審査において解決すべき重要な問題である。

区分表における商品は、商標主管機関が、長年の実績を踏まえ、各部門の意見を広く求めたうえで、商標検索・審査・管理の目的で作成したものである。

区分表は商標出願人、代理人および商標審査官の重要な指針となる。区分表における商品は、標準的な商品と考えられ、区分表における標準的な商品が存在する場合には、これらの表示を

用いて出願するのが通常である。

しかし、区分表に存在する商品の数は有限であり、本審査の時点において合計1万程度しかない。科学技術の発展に伴い、市場には新しい製品が相次いで登場してきている。それに応じて、区分表は修正・更新がなされているものの、全ての商品を含めることはできない。

区分表に存在しない商品については、審査官はその記載のみから商品の機能用途や分類などを確認するのが困難である。また、出願人に対して具体的な補正案を提供することを要しない。したがって、そのような商品について出願する場合、次の点に注意しなければならない。

留意点1 審査官が商品を相応の区分に分類できるように十分に区分表を理解し、商品を区分表に沿った形で適切に説明する。

過去の例においても、区分表に存在しない「換膚儀」（筆者注：皮膚再生器機）という商品名を記載して出願された際、審査官は商品記載から、それが病院で用いられる医療機器（第10類）に該当するののか、家庭用の化粧品（第3類）に該当するののか明確に判断することができなかった。

留意点2 商品の説明を正しい理解の下に行う。

商品記載に関して冗長な文章で説明しているケースが見られるが、長く書

けばいいというものではない。

商標法実施条例15条は、商品の記載が区分表に示されていない場合、商品の説明を添付しなければならないと規定しているが、この商品説明は審査官に商品の用途等をよく理解させるためのものであり、商品の記載は商標登録証に掲載され、商標権として保護されるものである。そのため、商品の記載によって明確に区分表に分類できない場合、商品説明が添付されてもそのような商品記載は受け入れられない。留意点3 広く知られたと思われる新しい製品名称が、必ずしも商品記載として受け入れられるわけではない。

一見すると認められそうな新しい製品名称も、指定商品としては曖昧で、受け入れられない場合がある。

② 補正の機会は何度与えられるのか。

商品の記載に問題があり、補正の必要がある場合、1回のみ許可される。

商標法実施条例18条の規定によれば、出願の手続きにおいて規定に合致した書類がそろっているが補正が必要な場合、商標局は出願人に補正通知書を発送し補正するように求める。

出願人は通知を受領後30日以内にその指示に従って補正し、商標局に提出する。指定期間が満了になっても応答がない場合、あるいは要求に応じて補正されない場合、商標局は出願人に対して出願を受理できない旨を書面で

通知する。

また、商標局は、要求を満たさない応答に対して追加の補正通知書を発する義務を有しない。

本事件においては、出願人が補正した「ヨットの受注による製造の代行」は、第40類の役務の範囲ではなく、第37類に属するものであって、補正の要求を満たさない。商標局が商標法実施条例18条の規定に基づき、出願を不受理とした決定には合理的な理由があると認められるため、当審判部は商標局の決定を維持する。

5. 考察

中国では、従来、商品の記載に関しては複数回の補正が可能であった。しかし、前記事例から分かるように、現在、商品の補正回数は厳しく制限されており、基本的には1回の補正機会しかなく、かつ、補正が適切でなければ、出願が不受理となる事態を招くことになる。

以上のことから商品の記載を補正する場合、

- 1) ニース国際分類に掲載されているような一般的な商品の記載を採用する
 - 2) 指摘を受けた記載を削除する
- 以外の手段は基本的にとりにくいということが分かる。

また、商標局は商品の説明を受理するものの、商品が区分表のどこに位置するのかが明確に示されない限り、その商品の記載は認められない。「十分に商品の説明をしたから当然に商標局に補正後の商品の記載が認められる」との考えには問題がある。

6. おわりに

本稿では、22条と38条を紹介し、商品の記載やその補正に関する中国での考え方について解説した。次回は、審査や審判に関する事項について取り上げる予定である。

森 智香子 Sun East知的財産事務所 所長・弁理士

早稲田大学非常勤講師。平成28年度日本弁理士会商標委員会委員。

中国で「日本商標法実務」、発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。

2015年国際商標協会発行の学術ジャーナル「The Trademark Reporter」のシニアエディターに就任、国際的に活躍している。

【連絡先】〒140-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル5F info@suneast-ip.com

韓 登啓 (Kan Touei) チャイナ(華夏)正合知識産権代理事務所所長/中国弁理士/工学博士

長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および、審決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に、「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたとして高く評価されている。

【連絡先】〒100044 中国北京市西城区西直門外大街1号院西環廣場2号楼17階C5室

TEL(86)10-5830-1655(代表) http://www.czipa.com